



（概要版）新型コロナウイルス感染症拡大防止のための介護施設等の消毒・洗浄に係る支援事業についてのお知らせ

（対象事業）

感染が疑われる者（※）が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、当該利用者・職員が触れた箇所や物品等を消毒・洗浄した事業

※ 医師又は行政により、PCR検査や抗原検査が必要であると判断され、検査を受けた方

（対象施設）

(1) 大規模特別養護老人ホーム	(21) 地域密着型特別養護老人ホーム
(2) 大規模介護老人保健施設	(22) 小規模介護老人保健施設
(3) 大規模介護医療院	(23) 小規模介護医療院
(4) 大規模介護療養型医療施設	(24) 小規模介護療養型医療施設
(5) 大規模養護老人ホーム	(25) 小規模養護老人ホーム
(6) 大規模軽費老人ホーム	(26) 小規模軽費老人ホーム
(7) 大規模有料老人ホーム	(27) 認知症高齢者グループホーム
(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅	(28) 小規模多機能型居宅介護事業所
(9) 訪問介護事業所	(29) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 訪問入浴介護事業所	(30) 小規模有料老人ホーム
(11) 訪問看護事業所	(31) 小規模サービス付き高齢者向け住宅
(12) 訪問リハビリテーション事業所	(32) 夜間対応型訪問介護事業所
(13) 大規模通所介護事業所	(33) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(14) 通所リハビリテーション事業所	(34) 地域密着型通所介護事業所
(15) 大規模短期入所生活介護事業所	(35) 認知症対応型通所介護事業所
(16) 大規模短期入所療養介護事業所	(36) 小規模短期入所生活介護事業所
(17) 居宅介護支援事業所	(37) 小規模短期入所療養介護事業所
(18) 福祉用具貸与事業所	(38) 地域包括支援センター
(19) 福祉用具販売事業所	(39) 介護予防・日常生活支援総合事業（認定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所
(20) 居宅療養管理指導事業所	(40) 生活支援ハウス

（対象経費）

介護施設等の消毒・洗浄に要した需用費（消耗品費）、役務費（手数料）及び委託料（介護報酬、診療報酬又は他の補助金等により措置されている場合を除く。）

（補助金申請の流れ）

- 1 対象事業を実施した施設から県介護保険課あてに「事前申出書」をメールにより提出（必ず電話で提出したことを連絡してください。）
- 2 県で事前申出書を審査し、補助金交付申請の可否及び具体的な手続について連絡（提出先が市町になる場合があります。）
- 3 県又は市町から指定された期日までに補助金交付申請書を提出

（問い合わせ）

県介護保険課 施設整備班 メール kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

電話 054-221-2862

詳細は県介護保険課ホームページを御覧ください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-220/sisetuseibi/koronasyoudoku.html>

静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 介護保険課